第１回福島県防災基本条例（仮称）検討委員会

令和６年３月２２日（金）１４時３０分～

県庁北庁舎２階危機管理センター「災害対策本部会議室」

１　挨拶

事務局：災害対策課　箭内主幹

　定刻となりましたので、第１回福島県防災基本条例（仮称）検討委員会を開催させていただきます。本日の司会進行を務めさせていただきます。福島県災害対策課の箭内です。どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、次第に基づき進行してまいりますので、皆様の御協力をお願いいたします。初めに、福島県危機管理部長の渡辺から御挨拶申し上げます。

渡辺危機管理部長

　皆さん、こんにちは。御紹介いただきました、福島県危機管理部長の渡辺と申しますどうぞよろしくお願いいたします。

　第１回福島県防災基本条例（仮称）検討委員会開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。まず委員の皆様には大変お忙しい中、本日の会議に御出席をいただきまして、また委員を快くお引受けくださいまして、感謝を申し上げます。ありがとうございます。

　また皆様には、日頃より本県の災害対策はもとより、東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興に向けまして、日頃より大変多大なる御尽力、御協力をいただいておりますことに改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

　さて皆様、記憶に新しいところでは元日に発生しました最大震度７を観測しました能登半島地震。この地震では、甚大な被害が発生し、今もなお９，０００人を超える方々が避難生活を余儀なくされております。

　本県におきましても、東日本大震災以降、台風や地震など、毎年のように立て続けに、大規模な災害に見舞われております。

　直近では昨年９月に、浜通りを中心に、線状降水帯の発生に伴う大雨災害が発生いたしました。

　この災害で１名の方がお亡くなりになられた他、いわき市・南相馬市を中心に大きな被害が発生しております。このように、全国的に災害が激甚化、頻発化しております。

　そうした中で、今後、本県でも、巨大地震、あるいは気候変動に伴う豪雨災害などの災害の発生が予想されております。「自然災害に強い県づくり」この課題に取り組むことが急務となっております。このため、過去の災害からの経験や教訓を次の世代に継承しながら、自助・共助・公助が一体となりました防災対策を推進していく必要があるこ

とから、昨年１２月の県議会におきまして、知事から新たな条例の制定を行う旨、表明をさせていただきました。条例の制定に当たりましては、防災に関する様々な分野から幅広い御意見をいただくため、本検討委員会を設置したところであります。

どうか委員の皆様には、本条例の策定に向けまして、様々な角度から、御意見をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

２　委員紹介

事務局：災害対策課　箭内主幹

危機管理部長は公務ため、ここで退席させていただきます。次に、本日の出席者について報告いたします。

本委員会は、１２名の有識者の皆様に委員を委嘱させていただき、本日は、出席者名簿の通り北村委員以外の１１名の委員の皆様に御参加いただいております。なお、木幡委員につきましては、県教育庁健康教育課の酒井指導主事が代理出席となっております。

続きまして、本日は第１回の委員会ですので、各委員の御紹介をさせていただきます。初めに、危機管理部政策監の鈴木より、各委員を御紹介させていただき、その後、お１人ずつ一言、御挨拶をいただければと存じます。

鈴木危機管理部政策監

危機管理部政策監の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料１にございます委員名簿、こちらに従いまして、委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず、今回、委員長をお願いしております、福島学院大学副学長・マネジメント学部長・教授の武田文男（たけだふみお）委員です。武田委員は、内閣府防災審議官を務められ、現在は政策研究大学院大学で防災政策研究会の座長を務められるなど防災危機管理の分野で多くの研究成果を残されております。このことから、防災全般に深い知見をお持ちの武田委員へ本委員会の委員長をお願いしたところであります。

では、武田委員長、一言御挨拶をお願いいたします。

武田委員長

福島学院大学副学長・マネジメント学部長の武田です。この度は皆さまと福島県防災基本条例（仮称）の検討を進めることができ、大変光栄に存ずる次第でございます。

防災は私のライフワークでもあり、また、これまで幾つかの自治体や国の機関でも、防災に関与する政策を推進してきましたが、この福島県の復興・防災というのが非常に大きな課題であるという認識のもと、私もそのお手伝いを少しでもさせていただきたい、その福島を支える人材育成に当たっていきたい、このような気持ちで、福島県民の

１人になったところでございます。
　皆様と様々な意見を交わしながら、有意義な条例にしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

<u>鈴木危機管理部政策監</u>
　続いて、福島大学地域未来デザインセンター客員研究員の北村育美（きたむらいくみ）委員です。なお、本日は能登半島地震の現地対応に向かわれているとのことから、欠席いたしております。
　北村委員は、福島大学において防災の研究に関わられ、県の男女共同参画審議会においても防災分野の委員として御協力を頂いております。今回の検討委員会においても、防災分野における男女共同の視点や多様性の観点などから御助言・御意見を頂きたいと存じます。
　続きまして、福島県立医科大学　国際被ばく保健看護学講座教授の佐藤美佳（さとうみか）委員です。佐藤委員は、災害看護や放射線看護などの研究をされており、また、県防災士会の理事も務められ、防災についての幅広い知見をお持ちであります。本委員会では、災害時の看護や医療・保健福祉分野、また、防災士としての知見・経験などから御助言・御意見を頂きたいと存じます。佐藤委員、一言御挨拶願います。

<u>佐藤委員</u>
　福島県立医科大学の佐藤美佳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は看護教育を３０年近くやっておりまして、その中でも災害看護をメインに今まで、研究と教育を行ってまいりました。
　また、福島県看護協会及び日本看護協会の災害支援ナースに登録しておりまして、災害支援活動や避難所支援を経験しております。先日の能登半島地震でも、日本災害看護学会の先遣隊として、１月末に５日間程度、支援いたしました。そういった知見を今回の条例の中にも取り入れていければと思っております。防災についてはまだまだ勉強中ですので、皆さんの御指導いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

<u>鈴木危機管理部政策監</u>
　続きまして、福島市消防団女性消防隊　隊長の宮村たま江（みやむらたまえ）委員です。宮村委員は、福島市消防団女性消防隊隊長として、防災講座や訓練など、地域の中で防災活動に取り組まれております。本委員会では、消防団としての分野や女性の視点などから御助言・御意見を頂きたく存じます。宮村委員、一言御挨拶願います。

<u>宮村委員</u>

こんにちは。福島市消防団女性消防隊　隊長しております。宮村たま江です。

平成２１年に福島消防団に入団いたしまして、１５年目になります。令和２年１０月、本団付女性消防隊が発足いたしました。コロナ渦でなかなか活動できませんでしたが、地域の防災や火災予防活動及び入団促進などをしてまいりました。最近では、小学校３年生の社会授業で消防署と共に防火・防災教育を実施し、今年度は９校の学校で約２７７名の小学生に防火・防災について指導してまいりました。これからの世代のためにも、条例の策定に当たり、お力になれればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<u>鈴木危機管理部政策監</u>

続きまして、本宮市６区　舘町行政区町内会　自主防災組織代表の浜崎光則（はまざきみつのり）委員です。浜崎委員は、本宮市の自主防災組織の代表として、計画の作成、各種訓練の実施など、地域の中で積極的に防災の取組を進められております。

また、令和元年東日本台風の際には、地域として大きな被害を受けられ、その際も様々な活動に御尽力されました。本委員会では、これまでの自主防災組織としての活動経験などから御助言・御意見をいただきたいと存じます。浜崎委員、一言御挨拶願います。

<u>浜崎委員</u>

ただいま御紹介いただきました、浜崎と申します。本宮市は令和元年東日本台風で７名の方が亡くなるという大きな災害を受けました。我々の地域も約９０％が２ｍ近い浸水の被害を受け、私の自宅も浸水の被害を受けました。そういったことから自主防災組織として活動しておりますが、いろいろ悩みもございます。今回はそういう視点で何かお役に立てればと思い、お引受けいたしました。よろしくお願いいたします。

<u>鈴木危機管理部政策監</u>

ありがとうございます。続きまして、東日本大震災・原子力災害伝承館常任研究員の葛西優香（かさいゆか）委員です。葛西委員は、「災害時に生きるコミュニティ」について研究しておられ、浪江町において自主防災組織の設立に向けた活動などに積極的に取り組まれております。本委員会では、御自身の研究や活動分野、また、災害教訓の伝承の分野などから御助言・御意見を頂きたく存じます。葛西委員、一言御挨拶願います。

<u>葛西委員</u>

皆様始めまして、葛西と申します。ただいま御紹介にあずかりました東日本大震災・

原子力災害伝承館におりまして、２０２１年１０月に浪江町に移住しました。住民として、そして研究者として地域の方々と自主防災組織づくりに励んでおります。

一度ばらばらになった皆様がもう一度集ってさらに防災についてどのように考えていくのか、その中で様々な知見が必要となります。皆様から教えていただきながら、私もこの条例に貢献できるよう精進してまいりたいと思いますよろしくお願いいたします。

<u>鈴木危機管理部政策監</u>

ありがとうございます。続きまして、福島県社会福祉協議会副会長の篠原清美（しのはらきよみ）委員です。篠原委員は、いわき市の民生児童委員として、県民生児童委員協議会の会長も務めております。本委員会では、災害時における社会福祉分野、民生児童委員の活動の観点などから御助言・御意見を頂きたいと存じます。篠原委員、一言御挨拶願います。

<u>篠原委員</u>

ただいま、御紹介にあずかりました福島県社会福祉協議会の副会長並びに県民生児童委員協議会の会長をしております篠原です。いわき市は昨年の９月８日、県内初の線状降水帯という台風１３号の影響で、勿来、常磐等が大きな被害を受けました。

そういった状況に対して、どんな対策が必要か、社協としてボランティア活動をどのようにしていけばいいか、そういったことをお話しできればなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

<u>鈴木危機管理部政策監</u>

ありがとうございます。

続きまして、一般社団法人南相馬パブリックトラスト代表理事の原田淳子（はらだじゅんこ）委員です。原田委員は、ＮＰＯ団体等と地域ニーズのコーディネート事業に取り組まれており、令和４年福島県沖地震の際には、「みなみそうま市民とＮＰＯによる地域支援チームこのゆびとまれ」を立ち上げ、被災者支援や災害ボランティアの活動コーディネートなどに取り組まれました。本委員会では、その際の経験や、災害時の被災者支援や災害ボランティア、ＮＰＯ団体等の分野などから御助言・御意見を頂きたいと存じます。原田委員、一言御挨拶願います。

<u>原田委員</u>

皆さん始めまして。一般社団法人南相馬パブリックトラスト代表理事の原田淳子と申します。今日は南相馬市から参りました。普段は「南相馬市市民活動サポートセンター」と「みなみそうま市民とＮＰＯによる地域支援チームこのゆびとまれ」の活動を行

っております。

福島県沖地震は東日本大震災から５度目の災害となってしまいました。そのときの災害支援チームを立ち上げる際に、北村委員に１年間ほど、立ち上げ支援でお世話になっております。

地域の人たちが、被災者のままで終わらないために、私たちはこの被災者から卒業しようということで、生活再建のためにコーディネート事業を現在、行っております。どうぞ何かお役に立てればと思ってこの場に参りました。よろしくお願いいたします。

鈴木危機管理部政策監

続いて、福島県商工会議所女性会連合会　理事の村﨑紀子（むらさきのりこ）委員です。村﨑委員は、会津若松商工会議所の副会長も務められております。本委員会では、これまでの経験から、事業者としての視点や女性の視点などについて御助言・御意見を頂きたいと存じます。村﨑委員、一言御挨拶願います。

村﨑委員

福島県商工会議所女性会連合会　理事の村﨑紀子と申します。

どうぞよろしくお願いします。会津若松では風評被害等で被害を受けているところでございます。この条例に対しては女性の立場から気づきを与え、お役に立てればと思いますので、よろしくお願いいたします。

鈴木危機管理部政策監

ありがとうございました。続いて、県教育庁健康教育課主幹の木幡健（こはたけん）委員です。県健康教育課では、学校等における防災教育を担当しており、防災教育の分野から委員として参加いたします。なお、本日は都合により、酒井祐一（さかいゆういち）指導主事が代理出席となっております。

続いて、福島県市長会常務理事兼事務局長の小松信之（こまつのぶゆき）委員です。小松委員には、県内の市の代表として参加いただいております。小松委員、一言御挨拶願います。

小松委員

福島県市長会の小松と申します。福島県市長会は余り馴染みがないかもしれませんが、県内１３市の首長により構成される団体でございまして、この上に東北市長会、さらには全国市長会という組織がございます。そういった、市長会、東北市長会、全国市長会を通して、国等への要望活動を行っております。今回は１３市の立場から御意見を申し上げさせて頂きたいと考えております。どうぞよろしくお願いします。

鈴木危機管理部政策監

ありがとうございます。最後に、福島県町村会常務理事兼事務局長の安田清敏(やすだきよとし)委員です。安田委員には、県内の町村代表として参加いただいております。安田委員、一言御挨拶願います。

安田委員

福島県町村会の安田です。

町村会は県内４６の町村で構成されております。小規模自治体として防災としてどういう役割を果たすのかを考えていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木危機管理部政策監

以上、１２名となります。本委員会における御検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。議事の運営については、設置要綱第４条第１項の規定により、武田委員長に議長をお願いしたいと存じます。なお、武田委員長に設置要綱第４条第２項の規定により、委員長に事故があった場合の職務代理者を指名いただきたいと存じます。

議長：武田委員長

それでは、議事に先立ちまして、委員長職務代理者を指名させていただきます。福島県立医科大学の佐藤美佳委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

他委員

異議なし。

３　議事　（１）福島県防災基本条例（仮称）の制定方針について

議長：武田委員長

それでは、次第に従いまして進行をしたいと思います。「議事（１）福島県防災基本条例（仮称）の制定方針について」について事務局より説明をお願いします。

事務局：災害対策課　工藤課長

災害対策課長の工藤と申します。それでは、資料２に基づき、説明いたします。

まず、本条例の制定目的についてであります。資料左上になります。こちらに記載のとおり、過去の災害からの経験や教訓を次の世代に継承していくとともに、今後の大規模災害に備えるため、本県の防災の基本理念や県民等の役割を明確に規定することで、

自助・共助・公助を推進し、自然災害に強い県づくりの実現を図ることを目的としております。

続いて、その右側、制定に当たっての基本的な考え方について説明いたします。

１つめ、東日本大震災の教訓についての観点です。東日本大震災では、巨大地震や大津波により、甚大な被害が発生しました。その教訓を踏まえ、県や市町村等では、ハード・ソフトの両面から被害を最小化するため様々な施策や体制の強化を実施してきたところです。震災を通して得られた、防災・減災に必要な取組について、条例に記載するとともに、これらの教訓を風化させることなく、次の世代へ継承していくことも条例に盛込んでいきたいと考えております。

続いて２つめ、令和元年東日本台風の検証についてです。本県では、近年大規模な災害が頻発しておりますが、その中でも特に大きな被害が生じた災害が令和元年東日本台風になります。この台風では、水害を原因として３２名の犠牲者が発生したことから、県で検証委員会を設置し、住民の避難行動についてアンケート調査を行い、「命を守るための避難行動に係る取組」と「県の災害対応の改善に係る取組」等について、有識者から御意見をいただきながら、検証報告書を取りまとめました。その検証結果を踏まえ、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進や、避難行動要支援者への支援体制強化など、自助・共助の意識向上を図り、「水害による死者をゼロにする」取組を進めてきたところであります。このような取組を本条例でも規定することで更に推進させ、県民の防災意識の向上を図りたいと考えております。

続いて３つめ、地震・津波想定調査の知見についてです。県では令和４年１１月に、新たな「地震・津波被害想定調査」の結果を公表いたしました。本調査では、県内全域で想定される最大クラスの地震災害について最新の科学的知見や手法に基づき被害推計を行い、各地で甚大な被害が発生する可能性があることがわかりました。一方で、建物の耐震化や津波避難意識の向上など、減災対策を行うことで被害が大幅に減少することもわかりました。

本条例において、これらの新たな知見を踏まえ、被害を最小限に抑えるために、県民自らが災害に備えていただくことを盛り込みたいと考えております。

続いて資料下段の条例の概要に移ります。先ほどの目的とも重なりますが、本条例は、防災の基本理念や県民等の役割を示す理念条例として制定する考えです。

条例の構成イメージは、その右図のとおりを想定しております。こちらは、他県等の条例を参考にしたものになりますが、詳細については、後ほど、条例の骨子（素案）で説明させていただきます。

最後に、制定スケジュールですが、２か月に１回程度、本検討委員会を開催し、御意見を頂戴しながら、秋頃までには条例の案文を固め、県防災会議で審議いただくとともに、パブリックコメントを実施し、令和７年２月の県議会へ条例（案）を上程する予定です。議会での承認をいただいた後、令和７年４月１日からの条例施行を想定しており

ます。説明は以上です。御助言、御意見をよろしくお願いいたします。

議長：武田委員長

ありがとうございました。ただいまの条例制定の方針について、本日欠席の北村委員より御意見を頂いておりますので、始めに御紹介いたします。　北村委員からは、「災害に強いとは何がどのように強いのか、強くするのかが議論を重ねる上で明確になるといいと思いました。条例を作って終わりではなく、アクションにつながるようなものになるといいと思いました。」との御意見を頂きました。このことについて、事務局から何かコメント等ありますか。

事務局：災害対策課　工藤課長

「災害に強い」の考え方については、委員の皆様から御意見を頂きたいと思いますが、事務局としては、被害を最小限にする、特に人的被害、死者を出さないことと考えます。そのために、日常では各主体がハード対策・ソフト対策の両面から命を守る取組を実施していき、発災後は、災害関連死を防ぐため、早急に被災者の生活再建を図る体制を構築することが重要と考えます。

また、条例制定後のアクションについてですが、事務局としても条例を制定して終わりとは考えておりません。本検討委員会において頂戴した御意見等を踏まえ、条例制定と並行しながら、県の新たな施策や取組を検討してまいりますので、御意見のほど、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

議長：武田委員長

それではその他、委員の皆様方から、ただいま事務局から説明がありました制定方針につきまして、御質問、御意見があればお願いをしたいと思います。

どなたからでもどうぞお願いいたします。

≪浜崎委員　挙手≫

浜崎委員、どうぞ。

浜崎委員

県の地域防災計画と、今回の条例との位置づけについて、まだ納得が出来ないところがあります。あくまで、県の地域防災計画にこだわらず、新しい視点でこの条例を考えればいいということなのか、それとも最終的には地域防災計画に落とし込んで、具体的な活動をされるということなのか、その辺りの考え方を教えていただければと思う。

議長：武田委員長

地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて、作成が義務づけられている法定計画で

あります。福島県においても、地域防災計画を策定し、必要に応じて都度、見直しをしています。地域防災計画は県として、どのような災害対策を進めていくのかというのが中心になっている部分がかなり多いです。それと比較すると、この防災基本条例は、県独自の条例ですし、条例というのは福島県における法律のようなものです。国全体の法律ではなかなか、福島県独自の部分まで触れられない部分があります。それを県として条例という形で、県の取組だけではなくて、市町村、県民の皆様、各関係機関、様々な方々がそれぞれの役割をしっかり果たして連携をとっていくことが目標になります。

また、最近よく言われる自助・共助・公助とはどういうことなのかということを分かりやすく伝えるとか、いろんな意義が、この条例にはあると私は思っています、事務局からさらに御説明をお願いします。

<u>**事務局：災害対策課　工藤課長**</u>

ただいま武田委員長から御説明のあったとおりでございますが、さらに条例と計画の関係としては、本条例が制定された暁には、地域防災計画にも反映させ、県・関係機関の役割について条例を踏まえた取組を推進し、互いに連携して取り組んでいけるような形にしていきたいと考えております。なお、自助・共助の取組を前面に打ち出していくというのがこの条例の骨子かと思っております。以上です。

<u>**議長：武田委員長**</u>

他にご意見ある方いらっしゃいますか。

≪葛西委員　挙手≫

葛西委員どうぞ。

<u>**葛西委員**</u>

２つございます。まず１つ目が、過去の教訓を生かすことが大事なところだと思います。これまであったこと、3月１１日以降、振り返らなければならないことがたくさんあると思います。その辺りの振り返りというものをしっかりとした上で、条例前文に過去からの教訓というものは明記されるという認識でよろしいでしょうかというのが１つ目です。

２つ目が、今、地域防災計画のお話もございましたが、住民の方が主体的につくる計画である地区防災計画があります。その地区防災計画をつくる際に、この基本条例を基本のルールとして認識しながら、地区防災計画を作成していくというような位置づけという認識でいいのかというのが２つ目の質問です。

<u>**議長：武田委員長**</u>

はい、ありがとうございます。

大変大事な視点で御質問いただきました。
前文でどのように書くのかということも非常に大事ですし、これまでの経験・教訓を生かしながら今後の災害対策にどう生かしていくかという点もぜひ議論していきたいと思います。
地区防災計画は東日本大震災の後、災害対策基本法の中に組入れられました。地域防災計画よりもさらにコミュニティレベルで、地区防災計画を策定しようとなりましたが、なかなかまず進まないという実態もあります。その後の災害対策基本法の改正では、個別避難計画が努力義務化されたりと、様々な工夫をしながら、地区防災計画も徐々に増えてきつつあります。その観点でも、この条例が何らかの形でサポートしていくことになればいいなと私は思っています。事務局のさらに補足があればお願いします。

事務局：災害対策課　工藤課長

今ほど委員長がおっしゃられたとおりでございますが、振り返りの部分につきましては、今後、委員の皆様から様々御意見、御意見をいただきながら、どのようにこの振り返りを表現ができるのかというところについては、協議を深められればいいかなと思っております。
また、当該条例は、理念条例という形での制定を想定しておりますので、各地区で、防災を推進する際のベースとして、考え方の一助としていただくような取組をしていただけるとありがたいなと考えております。

議長：武田委員長

ほかには御意見御質問ある方お願いします。
≪挙手者なし≫
それではまた次のところで御意見を伺いたいと思います。

３　議事　（２）全国の防災対策等に関する条例について

議長：武田委員長

次第に沿いまして、次に進めさせていただきます。「議事（２）全国の防災対策等に関する条例について」事務局より説明をお願いします。

事務局：災害対策課　工藤課長

資料３に基づき、全国の条例について説明させていただきます。
まず、全国の条例制定状況になりますが、21 道府県で自然災害を対象とした、防災対策等に関する条例が制定されております。詳細は資料に記載したとおりです。なお、地震対策に特化した条例を含めると 30 都道府県で制定済みとなります。

続いて、条例制定済み21道府県における主な条文構成及び条文項目について説明いたします。他県等における条例では、前文、総則から始まり、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等の災害フェーズ毎に、県民、事業者、自主防災組織、市町村、県の役割や取り組むべき事項等を規定している構成が多くなっております。

まず、条例の前文では、その地域における特性、過去の災害経験やその教訓・課題など、条例制定に至る背景や防災対策に係る条例の位置付け等を記載しているものが多くなっております。

続いて、規定されている主な条文の項目としては、１ページ下段の（１）～（３）に記載したとおりとなっております。

（１）の総則では、目的、定義、基本理念、各主体の役割・責務を規定するなど、条例全体の考え方を示す内容となっております。

続いて、（２）の基本的取組については、防災・減災対策、災害応急対策、復旧復興対策の災害フェーズ毎に区分し、各主体の取り組むべき事項を規定しているものが多くなっております。それぞれの条項を分類すると、防災・減災対策では、災害への備え、避難行動・避難所運営に関するもの、消防団や自主防災組織等の参加・活動促進に関するもの、事業継続計画や事業者による防災活動等に関するものが規定されております。災害応急対策では、災害情報等の収集・伝達等に関するもの、迅速な避難・安全確保、負傷者等の救出・救護、避難行動要支援の支援など、発災直後の公助の対応に加え、災害ボランティア等による支援活動も規定されております。復旧・復興対策では、被災者の生活再建支援や事業者等の事業継続・早期の事業再開に関するものが規定されております。

続いて、（３）の災害の教訓と伝承についてです。こちらについては、災害の検証、防災教育、災害教訓の伝承と発信に関するものが多くなっております。

最後になりますが、（２）基本的取組と（３）災害の教訓と伝承に係る項目について、イメージを深めていただくため、２ページ目以降に、他県等における条文例を抜粋して記載しておりますので、適宜御参照いただければと存じます。例えば、２ページをご覧ください。「各主体の役割」については、県民の役割、事業者の役割、自主防災組織の役割、市町村の役割、道（県）の責務など、それぞれの主体が、基本理念にのっとり、行うべき防災の取組を行うよう努める、という規定がされております。説明は以上です。御検討よろしくお願いいたします。

議長：武田委員長

それではただいまの説明に対しまして御質問・御意見があればお願いいたします

≪篠原委員　挙手≫

篠原委員どうぞ。

篠原委員

　各県の条例を見ますと、やはり自主防災組織という言葉がよく出てきます。

　福島県でも自主防災組織を組織していると思うが、実際の活動状況を調査するべきではないかと思います。活動していない組織も一定数あるのではないかと思っています。

　実は、私どもも自主防災という名前はある。ただ、実際にそういった活動とか組織の運営というものが見受けられないので、活動報告を定期的にしてもらうこと等が必要なのではと思う。まず各市町村通知でもいいですから、そういうことをやっていかないと、自主防災組織の意味がないのではないかと感じます。以上です。

議長：武田委員長

それでは事務局、回答してください。

事務局：災害対策課　工藤課長

　貴重な御意見いただきました。

　自主防災組織につきましては、実は本県の組織率、全国平均と比べて高くございません。過去に自主防災組織として活動していたが、現在は活動の実態がない組織は自主防災組織の組織率から外している自治体も多くあることが理由の１つとして挙げられます。そういった理由から組織率の数値は高くないのが現状です。一方で、自主防災組織の組織率を向上させるために自主防災組織を組織するときの助成を県の事業に取り組んでおります。また、来年度は防災士の方を地域防災サポーターという形で養成しまして、これを各地域の自主防災組織の活性化のほうに役立てていきたいと考えております。自主防災組織の活動実態等については随時、市町村と連携しながら、把握して自主防災組織の促進に取り組んでいるところでございます。

議長：武田委員長

他に御意見のある方はいらっしゃいませんか。

≪佐藤委員　挙手≫

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員

　災害の教訓と伝承について福島県は、東日本大震災時に原子力災害を経験しています。それを含むのか含まないのか、最初は私がこの委員の打診を受けたときに条例の説明を受けました。その中で「この条例は自然災害に限定した条例です。」と前置きをされた上で、説明を受けましたけれども再度、この県の防災基本条例が原子力災害を含まない、自然災害に限定した条例となるのかを教えてほしいです。

事務局：災害対策課　工藤課長

御意見ありがとうございます。本県では、東日本大震災に伴う、原子力災害が今、現在も継続しておりまして、広域避難を余儀なくされている避難者の方も、現在２６，０００人ぐらいいらっしゃるという状況の中で復興の取組が行われております。

一方、震災後、地震や大雨災害等の自然災害に多く見舞われております。今回、東日本大震災とそれ以降に発生した、災害の教訓や経験を踏まえて、本条例では自然災害への備えを強化していくことが重要だと考えております。本県では、令和元年東日本台風の教訓を踏まえて、日頃から、災害を自分事として捉え、１人１人が自分に合った適切な避難行動について考え・備える「マイ避難」の取組を推進しております。こちらについても更なる普及を図るためにも本条例の中では、自然災害をベースとした、基本条例としていきたいと考えております。

議長：武田委員長

ありがとうございます。他に御意見のある方はいらっしゃいませんか。

≪篠原委員　挙手≫

篠原委員どうぞ。

篠原委員

要支援者の避難への支援という点で、民生児童委員の活動として各自治体において避難行動の要支援者の名簿の作成を行いました。その中にはもちろん、住所、氏名等の情報が含まれています。

ただ実際の支援となると近所に支援ができる方がいない等の事情で、民生児童委員が何人も担当しているという現状があります。それでいざ、災害が起きた時に民生児童委員１人で担当する要支援者が１０人に対して、実際に対応することはできません。ですからこれは本当に慎重に要支援者のことを検討していかなければならないと私は思います。

また、民生児童委員の活動に当たって私は、まずは自分の安全確保をした上で活動をするようにと伝えています。東日本大震災時及びそれ以降、とても熱心な民生児童委員が多く、心配しています。活動の中で災害に巻き込まれて亡くなる方もいらっしゃる。しかし、今回の１月１日の能登半島地震の石川県では、民生児童委員の犠牲者が１人もいなかったということで、常日頃から災害に備える対策というものをやっぱり民生児童委員はそういった境遇でやっています。そういうところを県民に伝えていくということが必要かなというふうに思います。

議長：武田委員長

ありがとうございます。おっしゃるように、民生委員とか、あるいは児童委員とか、

あるいは消防団員とか、本当にこう、自らの命を、場合によっては本当に犠牲にしながら、皆さんを助けていただくということで、大変、東日本大震災のときの多くの方が犠牲になられたわけですけども、様々な方たちの協力を得て、要支援者をどうやって守るのかっていうのは非常に大きな課題であります。これらも含めてぜひいろいろと知恵を出していきたいと思います。事務局、いかがでしょうか。

<u>事務局：災害対策課　工藤課長</u>

要支援者の支援につきまして、民生児童委員さんが多くの支援者の方を抱えているというお話でございました。県では要支援者の個別避難計画の作成について、市町村と二人三脚で取り組んでおります。各地域で要支援者の方を誰が支援していくのか、その人材の確保が最も困難だということは重々承知しております。誰かに偏ることなく、地域が要支援者の方を助ける体制をとっていくという、この共助の取組が非常に重要な視点だと思いますので、この条例の中に、御意見を踏まえた取組として役割を整理していければと考えております。引き続きよろしくお願います。

<u>篠原委員</u>

本当に言葉の使い方は重要だと思います。東日本大震災で活動の中で亡くなった民生児童委員の方がいらっしゃった。当時、全国民生委員児童委員連合会では「災害時１人も見逃さない運動」というのをやっていました。そういったスローガンがあるとやはり、災害時に自分が率先して行かなければならないと考えてしまうことがあったと思います。そのため東日本大震災以降、「災害時１人も見逃さない」という言葉は省きました。そして、地域に根差した思いやりというような言葉に変えたということをやっております。今回この策定するに当たって、やはり県民が１人１人に対し、義務化というような強い言葉使いとかそういうものは使わずにやわらかな言葉で条文を検討して欲しい。以上です。

<u>議長：武田委員長</u>

ありがとうございます。宮村委員も消防団の活動の中で、同じような悩みを抱えているのではないかと思いますが、いかがでしょう。

<u>宮村委員</u>

消防団といたしましても活動において以前は、自営業の団員が多くおりました。

今は、日中は違う仕事をしながら消防団活動を仕事以外の時間にやるという方が多いです。そのため、消防団活動を生活の中心に据えるということはなかなか難しい状況です。防災に関してもそうですし、火災の消火活動に関してもそうです。消防団と消防本部の連携、自主防災組織としての活動等、なかなか負担が大きくなっているところも

あるが消防団として地域のために動かなければなりません。なかなか難しくて、ジレンマもあるところです。消防団員と地域のことを考えて条例を考えていく必要があると思います。

議長：武田委員長

ありがとうございました。それではほかに御意見、御質問はございますか。

≪葛西委員　挙手≫

葛西委員、どうぞ。

葛西委員

今、義務化でお話もありましたが、消防団とか自主防災組織とかここに載っている団体に所属している人やボランティアの経験がある方々はこれを読んだときに、何かこう自分がここに所属しているなと、想像ができると思うが、県民と言われる方々の中には、全くここに自分が該当していないという方もいます。防災をやる必要性は認識していても、何をやればいいか分からないという方々がたくさんいる中で、この条例を出すということは、県民全体の中で現在、自主防災組織とか消防団と関わってない方々に気づきを持ってもらうためのものだと思っています。

なので、先ほどの言葉の選び方って本当に大事だなと思います。そういう方々が、私はこういう行動すればいいんだなっていうことが文章化されているっていうのが非常に大事だと思っております。例えば、東京で大丸有という大手町と丸の内と有楽町、この３つの地域の地区防災計画では、何歳のママさんはこういう行動をするとか、今ここに買物に来ている方はこういう行動するとか、そこまで１つ１つ言葉に落とし込んで行動指針に結びつけています。この条例の言葉使いのところは、先ほどおっしゃったとおりですごく大事だなあと改めて感じたところです。

議長：武田委員長

ありがとうございます。

本当に防災に関係のない県民は１人もいないと思いますので、それぞれがどのような役割を果たしていくのかどういう協力ができるのかということを是非、考えていきたいと思います。事務局どうですか。

事務局：災害対策課　工藤課長

御意見ありがとうございます。

まさに県民１人一人が、自分事として防災を考えていただくための、この条例が、位置付けになるといいなと思っておりますので、委員の皆様方に、条例文などを検討していくときに、どういう表現、言葉だと、自分事として捉えてもらえるかという部分につ

いても、御意見を頂戴したいなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

議長：武田委員長

ありがとうございました。他に御意見ございますでしょうか。

≪村﨑委員　挙手≫

はい。村﨑委員、お願いします。

村﨑委員

自然災害は突然起こるものであって、日頃からの習慣が重要なのかなと思います。

事業所とか病院だとかそういた事業者は伝達や避難経路の確認のためにも、防災訓練を行うことが必要なのではないかと思います。例えば、公共施設には民間企業に委託しているところもあります。施設側と委託業者と相互の役割等を共通の認識として明確にしていくことが大切だと思います。条例としてその辺りを表現していければいいと思います。

議長：武田委員長

ありがとうございました。事務局どうですか。

事務局：災害対策課　工藤課長

ありがとうございます。

事業者サイドの役割というのは非常に大事だと思っております。

現在の例えば県の防災の計画等には記載しておりますが、事業者側のほうが、果たしてそれを自分事と捉えて防災を考えてもらうということが非常に大事だと思っています。

先ほど御紹介しました資料３のですね、５ページのところにも、事業継続計画、事業者による防災活動等についてでありますが、例えば、各事業者がこの事業継続計画、いわゆるＢＣＰを策定していて、それを取り組もうとしてるのかどうかとか、この辺が、事業者側のサイドとしても、実際に災害が起きたときの１番ベースとなるものだと思います。そういう災害に対する備えをしてるのかどうか、今後、今回の条例の中で、各主体の中の事業者のサイドというところの御意見を頂戴しながら、検討していければいいかなというふうに考えるとこでございます。ありがとうございます

議長：武田委員長

ありがとうございました。他にございますか。

≪宮村委員　挙手≫

宮村委員、どうぞ。

宮村委員

先ほど自然災害、ベースに、この条例をつくるということだったのですが、県ということになると、県は会津・中通り・浜通りと３つの地域があり、地域・気候特性の違いにより起こる災害や災害対応それぞれ違うと思いますが、そのあたりの違いも考慮して条例を作っていくのでしょうか。

事務局：災害対策課　工藤課長

今ほど県の、三つの方部別、気候別で条例をつくるかどうかというお話でございましたが、こちらについては、今はこうだというものが決まってはございません。

他自治体の条例などを見ますと、あまり地域等にこだわらないで、制定している自治体が多いのかなというふうには承知しておりますが、今後、皆様方からですね、意見頂戴しながら、調整していければと考えておりますので、よろしくお願いします。

３　議事　（３）福島県防災基本条例（仮称）の骨子（素案）について

議長：武田委員長

それでは、次に進みながらまた御質問あればお願いしたいと思います。

「（３）福島県防災基本条例、仮称の骨子（素案）について」を事務局より説明をお願いします。

事務局：災害対策課　工藤課長

それでは議事の３でございますね、県の防災基本条例仮称の骨子（素案）につきまして、資料４に基づいて、説明させていただきます。

まず、骨子の構成についてですが、先ほど説明いたしました他県等における条例を参考に、前文、総則、防災・減災対策、災害応急対策、復旧・復興対策、災害の教訓と伝承の全６区分で構成したいと考えております。

続いて骨子の内容についてです。始めに前文になりますが、記載のとおり、本県の地域特性と過去の災害、最新の知見等に基づく今後発生が予測される災害について記載した上で、これらの災害に対する現状の防災対策と課題など、条例制定に係る背景を記載します。そして、現状の課題に対して、どう対応していくべきか、本条例はどう位置付けられるかを記載したいと考えております。また、前文の中で、東日本大震災からの教訓やマイ避難の取組などにも触れることで、福島県らしさを出して行く考えです。

続いて第１章の総則についてです。まず目的では、本県の防災対策における基本理念を定めること、各主体の役割を明らかにすること、過去災害の経験・教訓を次の世代に継承していくことを明確に記載します。続いて基本理念としては、自助・共助・公助を

担う多様な主体が協働し、地域が一体となり「自然災害に強い県づくり」の実現を図ることとし、これを記載する考えです。続いて、基本理念の実現に向けた主体を県民、事業者、自主防災組織等（消防団)、災害ボランティア（ＮＰＯ、団体等)、市町村、県として、それぞれの役割や責務を記載します。

次に、第２章から第４章についてですが、ここでは、災害フェーズ毎に各主体の取組を記載したいと考えております。本骨子（素案）では、項目のみを列挙させていただきましたので、御助言、御意見等をいただければ幸いでそれぞれ第２章が防災・減災対策、第３章が災害応急対策、第４章が復旧・復興対策でございます。

また、第５章の災害の教訓と伝承についても、防災検証、防災教育、災害教訓の伝承・発信の３つに分類し、取組内容を列挙いたしました。こちらについても御助言、御意見等をいただければと存じます。

最後になりますが、本条例においては、本県における課題等を踏まえた内容はもちろんのこと、今年元日に発生した能登半島地震において顕在化した、孤立集落の対策や、避難所における生活環境の改善、女性や多様性の視点、中長期的な被災者支援など、最新の課題への対策等も盛込みたいと考えております。委員の皆様には、その観点からも御意見等を頂ければ幸いです。説明は以上になります。御検討よろしくお願いいたします。

議長：武田委員長

ありがとうございました。

それではただいまの説明につきまして、御質問、御意見があればお願いします。

≪篠原委員　挙手≫

篠原委員どうぞ。

篠原委員

総則の中の基本理念である「自助・公助・共助」この部分については当然、社会福祉協議会、民生児童委員会の我々が担うところが大きいと思います。

その中で、今、やはり地域住民のためにどんなことをやるかということで、やはり住民支えあい活動とか、集いの場とか、お年寄りの方たちが集まってお話をしたいというようなところで現在、取り組んでいるが、やはり現在、高齢化が進んで大体３人に１人は６５歳以上の高齢者という時代になってきました。

そして、やはり過疎化も進んで、県の人口も１７５万人と減少が進む中でなかなかお年寄りがお年寄りを助けるっていうのは難しくなってくると思います。

そのような状況の中で、どんな形で、この共助というものをつくり上げていくかということをやっぱり皆さんと一緒に検討していけたらいいなと考えていますので、よろしくお願いいたします。

議長：武田委員長

大変、大切な視点だと思います。事務局どうですか。

事務局：災害対策課　工藤課長

御意見ありがとうございます。

県でもこの共助の取組を進めるに当たって、高齢化、人口減少、過疎化の進展、こちらは大きな課題だと思っております。

これについては防災に限らず、地域づくり全般の課題だと思っておりますが、防災については、命が関わる部分というところもございます。先ほど私から少しお話いたしましたが、新年度に県のほうでは防災士の方を地域の防災サポーターという形で養成しております。現在も各地域で、リーダーの方はいらっしゃると思いますが、なかなか高齢の方も多いというのが現状です。

地域で実際に活躍いただける方を県でも養成しまして、防災士の資格をお持ちの方が地域の現場で活動していただくような取組を進めていきたいと考えております。

こちらについては、新年度に各市町村と連携しながらやっていきたいと思います。以上です。

篠原委員

防災士の方たちの講習会とか養成しているという話があったが、少し話が逸れるかもしれないが、認知症のサポーターを養成しており、講習を受けた方々にはオレンジリングが配布される。しかし、実際付けて活動する方はかなり少なくなってきている。

そのような状況があるので防災士の方たちにはそういった資格を持ってると、何か証明できるものを渡して、いろんな場所で講義等やっていただければなというふうに思います。

事務局：災害対策課　工藤課長

お話のとおりでございまして、県内に防災士の方、２月末時点で約４，３００人の方が登録していると承知してございますが、実際に地域で活動されている方というのは、この全員ではないということも承知しております。

県でもこの地域防災サポーターという制度を普及し、防災士の方が防災について地域の中で活躍できるような、場づくり、仕組みづくりを進めていければなと考えておりますので、よろしくお願いします。

議長：武田委員長

防災士は個人の資格です。一定の講習を受けて、知識を学んで、試験合格することで資格をとることができます。もちろん意欲があって、資格を取得するわけですが、例え

ば消防団と違うのは、組織として指揮・命令系統に無いというところがございます。
自由ではありますが一方、本当は活躍したいがどうやって動いていいか分からないという方もおられるというふうに聞いています。
地域の防災士会の中で運営もされてるケースもあると思います。近年、防災士の数は年々、増加しています。一方で消防団というのは、減少傾向にあります。防災士と消防団員は同じものではないが、消防団員が減少傾向の中で、防災士がまた別の意味での役割をぜひ果たしていただくとありがたいなあというふうには思っています。
何か他にございますでしょうか。
≪佐藤委員　挙手≫
佐藤委員どうぞ。

<u>佐藤委員</u>
私自身、福島県防災士会の理事をしておりますが、福島県防災士会の現状としては会員が約１３０名。その４，３００人のうちの１割も満たないぐらいの人数しか登録しておりません。また、県防災士会としては私も入ってまだ２年、３年目ですけれども、なかなかこう組織化ができていないのが現状です。
一方で私は、環境省の委託を受けて防災士を対象とした研究事業しておりますが、防災士を対象に原子力災害の研修会をやりたいということで、対象者を探しても、なかなか各自治体でも防災士の情報を把握していないのが現状です。いわき市が登録防災制度を始め、防災士の把握を進めています。また、昨年の１２月から伊達市も登録防災士制度を始めました。南相馬市も登録防災制度まではいきませんが防災士養成をして、養成した防災士を対象としてこれから研修会を行いたいということをおっしゃっておりました。三春町も防災士を養成しております。他にも伊達市、田村市、郡山市にも防災士のことを伺ったところ、やはりそこの市では把握が出来ていませんということでした。ただ、郡山市では、ここ５年間で防災士養成をして８３名ほどの把握が出来ていますという、そういう現状でした。福島市も、１０年前に県で防災士を養成した時の１５０名ほどしているとのことだった。ですから、現状として誰が防災士の資格を持っているかっていう、わからない状況です。
個人情報保護法の縛りもありまして、日本防災士機構のほうに情報提供依頼をしてもやはり出してはもらえない状況なので、私自身、地道に各市町村で研修を受けたいという防災士の方を探しております。
また、先ほどの高齢者や認知症の方々の、避難行動要支援者のところで、福島市はマイ避難とマイタイムラインを推奨していますけれども、私の共同研究者の東北大学の保田先生は、「Our タイムライン」を推奨しています。「Our タイムライン」は「我々のタイムライン」ということで自分と家族と隣近所、そして自治体の職員の方たちの動きを時系列に書き出すことで自分の避難の計画と、家族、隣近所、そういうふうに視野を

広げたタイムライン作成することで、避難行動要支援者の方たちは近所に住んでいればどのように支援しようかと考えることができるというタイムラインです。共助の形を醸成するには、マイタイムラインではなく、Our タイムラインほうがいいのかなというふうに感じていて、私も自主防災の研修会では「Our タイムライン～原子力防災編～」を共同で作成して、それを用いて、昨年の防災士の方にグループワークしていただいたところ、大変好評ではありました。

議長：武田委員長

他に御意見ございますでしょうか。

≪浜崎委員　挙手≫

浜崎委員、どうぞ。

浜崎委員

自主防災組織を運営しているという立場で、事前に資料いただいて、見さしていただきましたが、見ると非常にハードルが高い表現になっています。現実に被災する前から自主防災組織をずっと活動して、避難訓練とかいろいろやっていたが、実際に被災したときにどうかというと、正直言って組織的行動は１０％も出来てなかったと感じます。その後、反省点として自分たちができるのは何かということで、事前の防災のための活動をできるだけ優先、注力しようということで今、進めています。

今回の案の中でもその第三者が多い災害応急対策とか、災害復旧復興対策の視点での自主防災組織の在り方というのが、ちょっとこの表現で本当にできるのかっていうか、先ほど篠原委員からもお話がありましたが、そういう視点でちょっと私も勉強してみたいなというふうに思います。全く活動しないということではなくて、こういう視点だったら、組織として活動していけるのではないかというところに注力してちょっと検討をし、自分でも勉強してみたいなと思っています。

議長：武田委員長

ありがとうございます。他に御意見ございますでしょうか。

≪原田委員　挙手≫

原田委員どうぞ。

原田委員

基本理念の中で、県民の役割等々ありますが、自主防災組織の役割と災害ボランティアの役割、ＮＰＯの役割といたしまして、ちょっと皆さんが持っている価値感、どういった団体とか組織をイメージしているのかというところが明確になっていない部分があると思います。役割をきちんととらえるのであれば、どういった組織を防災組織とす

るのか、災害ボランティアの役割といえばＮＰＯに限らず、どういった組織を指しているのかを明確にする必要があると思います。

議長：武田委員長

ありがとうございます。事務局どうですか。

事務局：災害対策課　工藤課長

ありがとうございます。

各主体についてのお話でございましたが、その主体をどういう切り口にするかというところも、皆さんの御意見を頂戴したいと思っておりますが、今、御説明の中で紹介差し上げた、例えば自主防災組織等につきましては、所謂、各地域にある自主防災組織ですとか、町内会等のチーム・団体等を想定しているところでございます。また、その中には消防団等も入ってくるかなというふうに思っております。

ボランティア等のところにつきましては、いわゆるＮＰＯ団体ですとか、いろいろ個人のボランティアというよりはボランティア活動を行うような組織というところを想定して、記載しているところでございます。当然このボランティアについても、様々なステージにおいて活動するというとこもあろうかと思いますので、そこは本条例でどこまで盛り込めるか、盛り込むべきなのかというところもちょっと御意見を頂戴しながら、調整させていただければと考えているところでございます。以上です。

議長：武田委員長

ありがとうございます。他に御意見ございますでしょうか。

≪篠原委員　挙手≫

篠原委員どうぞ。

篠原委員

災害ボランティアの役割というのはやっぱり災害が起きる前の役割ではなく災害が起きた後の役割が大きいと思います。

要するに、水害によって家が全壊・半壊して住む住宅が無い、食料が無いとか、一部床下浸水で泥が入ったとか、そういう災害が起きてからの活動が災害ボランティアの役割としてはあります。役割が大き過ぎるので、これなんかに最初から別のところで整理したほうがすっきりするのではと思います。

様々な主体の話をまとめて総則の中に入れられればいいんですが、総則から少し離した形でつくるとすっきりするのでなないかと思います。

事務局：災害対策課　工藤課長

御意見ありがとうございます。

確かにですね、資料３のほうで御説明した他県の条例等におきましても、例えば、ステージごと記載の中の災害応急対策、災害発生直後に災害ボランティアの役割というふうに記載しているような県もございます。

この辺の書きぶりをどうしていくか、また、ボランティアと表現しましたが、例えばボランティアを統括するＮＰＯ団体もボランティアの役割にも入ってくるかなと思いますので、その辺どうするかにつきましても、委員の皆さん方から、御意見を頂戴しながら、作っていければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長：武田委員長

はい。他に御意見ございますでしょうか。

≪葛西委員　挙手≫

葛西委員、どうぞ。

葛西委員

県民の取組という部分で「防災訓練への参加」とか、今、この書き方の議論がいろいろと出ているかと思いますが、「防災訓練の参加」、「自主防災組織等への参加」この文言を見たところでどう行動したらいいのかなっていうのが、本当に防災の難しいところではあると思います。この条例の中で、どれぐらい具体的にそこを落とし込んで書けるものなのかっていうところが、ちょっと私自身わからないところがあります。例えば先ほどの防災士のお話でいくと、その特定の資格の部分を県民の役割として、防災士の人っていうふうに書いていいのかどうかっていう議論が一つあるかと思いますが、その防災士の方がどうやって地域に入っていけばいいのかっていうこのステップフローみたいなものが必要だと感じます。例えば研修を何回受けてもらってその方に、その研修を受けたからには、自治体や地域の自治会を紹介して、防災士の方がそこで住民と一緒に地区防災計画を策定していくというフローを、県としてサポートしますといった取組です。このようなフローまで落とし込むことがこの条例で可能なのか、それとも条例ではそこまでは書かず、サポート支援事業として、県として別に用意することになるのか、まずその防災・減災対策のところで気になっていて、それは全般的に言えるかと思います。

他には例えば、防災、災害教訓の伝承で書かれたところで、先ほど篠原委員からも御意見があって、高齢化している、それを支えるのは子供だろうと私自身もすごく思っていて、でもその子供の防災教育ってどこまでできるかいうところを見ると次世代への伝承っていうことを条例に書き込もうということにはなっていると思います。今、伝承館に小・中学生とか来てくれます。でも、限られた人数しか来ないし限られた高校や中学校、小学校しか来ません。それは、ある先生が伝承館に行くとか、震災伝承をちゃんと学ばなければならないと思って、そのプログラムを自らつくっている部分があった

りします。条例で可能であれば、県全体、県の全部の学校でこういう防災の探求授業を設定するので、そこに参加したい方は手を挙げてねっていうふうにするのかとか、何か条例で、ルールを決めちゃうことができるのかというのが質問です。

私自身、ルールを決めちゃうことが防災の主体性を身につける上で正しいのかどうかについては、答えは出てないですが、そこぐらいまで条例で書くことができるのかどうかっていうあたりはちょっと教えていただきたいなと思います。

事務局：災害対策課　工藤課長

ありがとうございます。

各主体の役割等についてどこまで書けるのかですとか、例えば、伝承、防災教育について、どこまで義務づけできるのかといったようなお話だったかと思います。条例ですので、義務づけについて出来ないわけではないというのが答えでございますが、ただ、本条例は最初に制定の概要について御説明したとおりですね、理念条例というのを考えております。

いわゆる義務づけですとか、あと何か罰則規定を設けるとか、そういった強制するようなところについては、この条例には馴染まないものかなというふうに考えております。この条例を記載されていることについては、各主体が自ら取り組んでいこうと思っていただけるような条文の構成にしていければいうふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

議長：武田委員長

ありがとうございます。

教育の話が出ましたので、今日ちょっと代理御出席いただいております酒井指導主事、もし教育関係で何かございましたら御発言いただけますでしょうか。

酒井指導主事

少しお話をさせていただきたいと思います。

東日本大震災から１３年ということもありまして、学校では、もう既に平成２４年から例えば新地町や金山町等、そういったところで自然災害に対しての防災教育のモデル事業を実施し、県内に広めるということを行っております。その後、平成２５年から、県内各地の学校において、防災教育のモデルというふうなことで、いろんな取組をさせていただいて、活動実績を冊子化して県内の学校への周知に取り組んでいるところです。また、各学校で危機管理マニュアルというものを備えておりまして、地震・火災のマニュアルはもちろん、地区によって津波の対応マニュアルもあります。

また防災教育に関しても、必ず小・中学校で行うことになっており、先ほどありました伝承館に行くといった取組も多くの学校で実施されております。高校につきまして

も、先ほど話のあった探究活動では、特に地域に根差した活動ということで、防災についても取り組んでいる学校もたくさんあります。特に避難等に関しては小・中・高学校とその地域の防災計画と関連づけながら、取り組んでいくということになるかと思います。

<u>**議長：武田委員長**</u>

ありがとうございました。

今回は県が中心となって、この基本条例を制定しようとしていますが、御存じのように災害対策の第一線は、市町村です。市町村が基礎的な団体として取り組んでいるというのは非常に大きな力になっています。市長会の小松委員、町村会の安田委員からそれぞれ一言、何かございますでしょうか。小松委員からお願いいたします。

<u>**小松委員**</u>

まず、災害対策については基礎自治体が対応すべきものでございますので、それぞれの自治体で地域防災計画を策定し取り組んでおります。

ただ、近年、大規模な災害、激甚な災害が多発している状況の中では、１自治体のみでは対応が難しくなっております。毎年のように災害が県内でも発生しているというところからも、広域的な対応、それぞれの自治体の地域防災計画のみならず、これまでもやってきた県の地域防災計画との連動を進めていく必要があります。個々の基礎自治体の地域防災計画では対応できなくなってきています。

そういう中で、今も様々な委員から様々な御意見いただいておりますが、住民、その他ボランティア団体を含む地域で活動されている団体、自主防災組織等との連携を更に強化して、さらに、防災士制度の話もございましたが、そういった方々の組織化についても都市自治体として積極的に関わっていく必要があるなと思いながら、各委員の発言を聞いておりました。

防災基本条例、理念条例でございますが、この理念を全ての基礎自治体が完全に理解して一緒に取り組んでいくという意識を持つ必要があると思います。したがって、この会議の経過については、都市自治体にもフィードバックしながら進めてまいりたいと考えております。

今日は多くの初めて聞くようなお話を聞きしながら、これから条例について一緒に考えていきたいと考えています。

<u>**議長：武田委員長**</u>

ありがとうございます。

安田委員、いかがでしょうか

安田委員

この条例は理念条例ということですので、具体的な取組の話にはならないのかなと思いました。ただ、皆さんの話を聞いていると、防災士の数を自治体で把握できていないという状況があるとか、自主防災組織で実際に活動している組織としていない組織があること、自主防災組織と自治体との連携がどうなっているのか、特に小規模な自治体においてそういった関係がどういう形になっているのかなど分からないところがあります。そういった状況においても、自助・共助を進めていくということになるわけですので、しっかり連携ができるように制定した後の具体的な活動にかかってくるのかと思います。

先ほど、どなたかおっしゃった自主防災組織が町村ではどの程度設置されているのは私は分かりません。自主防災組織がどのような活動をしているのかという部分は事務局に確認しながらしっかりとした基本条例を仕上げていきたいと思います。

４　その他

議長：武田委員長

ありがとうございました。本日は様々な御意見を承りました。

事務局におきましては、次回委員会までに、これらを踏まえ、骨子案の作成・修正をお願いしたいと思います。また、条例本文の素案につきましても、事務局で準備をしていただければまたそれをたたき台にして議論をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、「４　その他」につきまして事務局より何かありますか。

事務局：災害対策課　工藤課長

先ほど委員長より次回委員会に向けての指示がございましたので、必要な準備を進めてまいります。次回、委員会の開催日程につきましては、委員の皆さまに御都合を確認させていただいた上で、調整させていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。ありがとうございました。

議長：武田委員長

それではその他、全体を通して何かがございますか。言い漏らしたというのがあればお聞きしたいと思いますが、何かございますか。

≪挙手者なし≫

また次回以降、活発な御議論をお願いしたいというふうに思います。

それでは以上で本日の議事を終了させていただきました。議長の役目を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。それでは事務局、進行お願いをいたします。

<u>事務局：災害対策課　箭内主幹</u>

　ありがとうございました。

　それでは以上で、本日の検討委員会を終了いたします。

　お忙しいところ、ありがとうございました。

（１６：０７　検討委員会終了）